

災害時における協力に関する協定書

幕別町（以下「甲」という。）と市町村職員年金者連盟幕別分会（以下「乙」という。）は、乙の社会貢献活動の一環として、大規模な災害等から町民の生命、身体及び財産を守るために行う協力活動（以下「協力」という。）に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、幕別町において自然災害や大規模事故等又はその他町民の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ又は生じるおそれがある大規模な災害が発生した場合において、甲が乙に対して協力を要請する際に必要な事項を定めることを目的とする。

（協力内容）

第2条 甲が乙に対して要請する協力の内容は、次のとおりとする。

- (1) 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- (2) 炊き出し、その他の災害援助活動
- (3) 高齢者、障がい者等の介護及び看護補助
- (4) 清掃及び防疫の補助
- (5) 災害応急対策物資、資材の輸送及び配分
- (6) 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- (7) その他、甲が必要と認める応急対策業務

（協力要請）

第3条 甲は、必要があると認めるときは、前条に定める協力を文書により要請することができるものとする。

2 協力要請は文書によるものとする。ただし緊急を要するときは口頭により要請する。

3 乙は、甲の要請に基づき可能な限り協力に応ずるものとする。

（防災訓練への参加）

第4条 本協定の実効性を確保するために、甲は乙に対し、甲が主催する防災訓練等への参加を要請することができる。

（経費の負担）

第5条 乙が協定を行うために要した経費については、乙の負担とする。ただし、長期間にわたるときは、甲乙協議して定めるものとする。

（損害補償）

第6条 甲は、その要請により第2条各号の協力をした乙の会員が、そ

のために死亡し、負傷し、若しく疾病にかかり、又は障害の状態となった場合であって、災害対策基本法その他関係する法律又は条例（以下「関係法令」という。）で定める損害補償等の要件に該当するときは、関係法令の規定に基づき、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償するものとする。

（協力のための準備）

- 第7条 乙は、平常時から大規模な災害発生時における連絡体制を整備するものとする。
- 2 乙は平常時から地域の自主防災組織が行う各種事業に積極的に参加、協力するものとする。
- 3 乙は、毎年4月末日までに、緊急連絡先及び協力可能人員等を甲に通知するものとする。

（協議）

- 第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

- 第9条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成29年4月28日

甲 幕別町本町130番地1

幕別町

幕別町長

飯田 晴新



乙 幕別町宝町25番地

市町村職員年金者連盟幕別分会

分会長

澤 田 治夫

